

中国四国整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成20年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	鳥取県鳥取市(気高郡鹿野町)	15	㊦	①②	3.67	(①千代川流域 ②今市地区・勝谷地区簡易水道)
2	鳥取県東伯郡三朝町	5	㊦	①②	2.64	(①天神川流域 ②中津ダム)
3	鳥取県東伯郡湯梨浜町(東伯郡泊村)	8	㊦	①②	2.25	(①天神川流域 ②泊簡易水道)
4	鳥取県日野郡江府町	9	㊦	①②	2.59	(①日野川流域 ②吉原地区簡易水道)
5	島根県仁多郡奥出雲町(仁多郡横田町)	22	㊦	①	3.49	(斐伊川流域)
6	島根県安来市(能義郡広瀬町)	6	㊦	②	2.92	(布部簡易水道)
7	島根県浜田市	12	㊦	②	3.31	(国府水源地)
8	島根県大田市	5	㊦	②	3.15	(佐津日簡易水道)
9	島根県大田市	5	㊦	②	3.13	(川合東部簡易水道)
10	島根県邑智郡邑南町(邑智郡石見町)	28	㊦	①②	3.48	(①江の川流域 ②日和簡易水道)
11	島根県邑智郡邑南町(邑智郡石見町)	17	㊦	①②	3.48	(①江の川流域 ②日和簡易水道)
12	島根県邑智郡邑南町(邑智郡石見町)	17	㊦	①②	3.48	(①江の川流域 ②日和簡易水道)
13	島根県安来市(能義郡伯太町)	15	㊦	②	2.34	(上水道宮内水源地)
14	島根県益田市(美濃郡美都町)	42	㊦	①②	3.11	(①高津川流域 ②益田川ダム)
15	島根県浜田市(那賀郡旭町)	17	㊦	①②	3.42	(①江の川流域 ②八戸ダム、新旭簡易水道)
16	島根県雲南市(飯石郡掛合町)	10	㊦	①	3.31	(斐伊川流域)
17	島根県邑智郡美郷町(邑智郡邑智町)	8	㊦	①②	3.04	(①江の川流域 ②粕渕・浜原簡易水道)
18	島根県浜田市(那賀郡弥栄村)	36	㊦	②	3.11	(木都賀ダム)
19	島根県江津市	42	㊦	①	2.89	(江の川流域)
20	島根県邑智郡美郷町(邑智郡邑智町)	5	㊦	①	3.03	(江の川流域)
21	島根県雲南市(大原郡木次町)	7	㊦	①②	2.87	(①斐伊川流域 ②尾原ダム)
22	島根県邑智郡美郷町(邑智郡邑智町)	16	㊦	①	2.43	(江の川流域)
23	島根県益田市(美濃郡美都町)	13	㊦	①	2.44	(高津川流域)
24	島根県邑智郡美郷町(邑智郡邑智町)	11	㊦	①	3.03	(江の川流域)
25	島根県邑智郡美郷町(邑智郡邑智町)	7	㊦	①	2.43	(江の川流域)
26	岡山県津山市	19	㊦	①	2.84	(吉井川流域)
27	岡山県津山市	11	㊦	①	2.83	(吉井川流域)
28	岡山県真庭市(真庭郡勝山町)	18	㊦	①	2.44	(旭川流域)
29	岡山県新見市(阿哲郡哲多町)	6	㊦	①	2.68	(高梁川流域)
30	岡山県新見市(阿哲郡哲多町)	10	㊦	①	2.68	(高梁川流域)
31	広島県山県郡北広島町(山県郡豊平町)	6	㊦	①②	2.58	(①太田川流域 ②琴庄簡易水道)
32	広島県山県郡北広島町(山県郡豊平町)	6	㊦	①②	2.21	(①太田川流域 ②琴庄簡易水道)
33	広島県山県郡北広島町(山県郡豊平町)	12	㊦	①②	2.04	(①江の川流域 ②土師ダム、北広島町上水道)
34	広島県三次市(双三郡吉舎町)	7	㊦	①②	2.19	(①江の川流域 ②吉舎町簡易水道)
35	広島県三次市(双三郡君田村)	7	㊦	①②	2.19	(①江の川流域 ②君田簡易水道)
36	広島県庄原市	5	㊦	①②	2.11	(①江の川流域 ②庄原市上水道)
37	広島県神石郡神石高原町(神石郡三和町)	6	㊦	①②	2.93	(①高梁川流域 ②藤尾ダム)
38	広島県世羅郡世羅町(世羅郡世羅西町)	6	㊦	①②	1.68	(①江の川流域 ②日南簡易水道)
39	山口県下関市(豊浦郡豊浦町)	10	㊦	②	3.12	(川棚浄水場)
40	山口県阿武郡阿東町	10	㊦	②	3.42	(生雲ダム)
41	山口県下関市(豊浦郡豊北町)	8	㊦	②	3.16	(市の瀬水源地・浄水場)
42	山口県山陽小野田市(厚狭郡山陽町)	13	㊦	②	2.88	(秋山ため池、鴨庄浄水場)
43	山口県萩市(阿武郡須佐町)	18	㊦	②	2.98	(須佐簡易水道)
44	山口県山口市	53	㊦	①②	3.64	(①厚東川～佐波川流域 ②朝田浄水場)
45	山口県岩国市(玖珂郡美和町)	16	㊦	①②	3.28	(①錦川流域 ②生見川ダム、錦見浄水場)
46	山口県周南市(徳山市)	5	㊦	①	3.29	(錦川流域)
47	山口県阿武郡阿東町	12	㊦	②	3.42	(阿武川ダム)
48	徳島県三好市(三好郡東祖谷山村)	59	㊦	①②	3.65	(①吉野川流域 ②松尾川ダム)
49	徳島県那賀郡那賀町(那賀郡木頭村)	7	㊦	①②	3.96	(①那賀川流域 ②小見野々ダム)
50	徳島県那賀郡那賀町(那賀郡相生町)	5	㊦	①②	3.96	(①那賀川流域 ②川口ダム)
51	徳島県海部郡牟岐町	4	㊦	②	3.81	併括管理(出羽島簡易水道)
52	徳島県海部郡牟岐町	9	㊦	②	3.80	(牟岐町上水道)
53	徳島県美馬郡つるぎ町(美馬郡一宇村)	12	㊦	①	2.84	(吉野川流域)
54	徳島県三好市(三好郡西祖谷山村)	5	㊦	①	2.76	(吉野川流域)
55	徳島県海部郡海陽町(海部郡海部町)	5	㊦	②	3.82	(柳川中山簡易水道)
56	徳島県海部郡海陽町(海部郡海南町)	10	㊦	②	3.80	(樫の瀬桑原簡易水道)
57	徳島県海部郡海陽町(海部郡海南町)	5	㊦	②	3.82	(伊勢田地区農業用水施設)
58	徳島県那賀郡那賀町(那賀郡上那賀町)	22	㊦	①②	3.81	(①那賀川流域 ②長安口ダム)
59	香川県東かがわ市(大川郡引田町)	32	㊦	①②	3.00	(①香川地区流域 ②千足ダム)
60	愛媛県東温市(温泉郡川内町)	5	㊦	①	2.72	(重信川流域)
61	愛媛県宇和島市(北宇和郡津島町)	12	㊦	②	4.08	(山財ダム、宇和島市上水道)
62	愛媛県北宇和郡鬼北町(北宇和郡日吉村)	8	㊦	①	4.12	(四万十川流域)
63	愛媛県東温市(温泉郡川内町)	19	㊦	①②	2.71	(①重信川流域 ②中野簡易水道)
64	愛媛県北宇和郡鬼北町(北宇和郡日吉村)	7	㊦	①②	4.12	(①四万十川流域 ②下中合水道施設)
65	愛媛県西予市(東宇和郡城川町)	9	㊦	①	2.64	(肱川流域)
66	愛媛県西条市(周桑郡小松町)	31	㊦	②	3.74	(黒瀬ダム、中野簡易水道)
67	高知県高岡郡四万十町(幡多郡十和村)	5	㊦	①	3.74	(四万十川流域)
68	高知県高岡郡四万十町(幡多郡十和村)	4	㊦	①	3.74	併括管理(四万十川流域)
69	高知県長岡郡大豊町	7	㊦	①	4.06	(吉野川流域)
70	高知県宿毛市	20	㊦	①	3.15	(四万十川～愛媛県境流域)
71	高知県高岡郡檜原町	6	㊦	①	3.83	(四万十川流域)
72	高知県四万十市(中村市)	13	㊦	①	4.43	(四万十川流域)
73	高知県幡多郡黒潮町(幡多郡大方町)	7	㊦	②	3.57	(大方町上水道)
74	高知県宿毛市	29	㊦	①②	2.44	(①四万十川流域②中筋川ダム、東部広域簡易水道)
75	高知県土佐清水市	5	㊦	①	3.41	(四万十川～愛媛県境流域)
76	高知県四万十市(幡多郡西土佐村)	13	㊦	①②	3.73	(①四万十川流域②岩間簡易水道)
77	高知県高岡郡中土佐町(高岡郡大野見村)	26	㊦	①	3.19	(四万十川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア:無立木地 イ:散生地 ウ:粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①:2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②:ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 B/C:便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。

注5 「併括管理」:契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。